

*E.coli*組換え体利用による飼料添加物塩酸L-リジンに係る食品健康影響評価について

1. 経緯

「*E.coli*組換え体利用による飼料添加物塩酸L-リジン」については、平成21年10月19日付けで遺伝子組換え飼料添加物の安全性審査の申請があったことから、食品安全基本法（平成15年法律第48号）第24条第1項の規定に基づき、食品安全委員会に食品健康影響評価を依頼するものである。

2. 評価依頼添加物の概要

本申請品目は、*Escherichia coli* K-12株の突然変異株を宿主として、L-リジンの生産効率を高めるため、L-リジンの生合成に関与する遺伝子を導入して作製した*E.coli*組換え体であるLYS-No.1F株を利用して生産された塩酸L-リジンである。

なお、LYS-No.1F株は、抗生物質耐性マーカー遺伝子を有さない。

3. 利用目的及び利用方法

本申請品目は、従来の塩酸L-リジンと利用目的や利用方法に関して相違はない。

4. 備考

塩酸L-リジンは、栄養成分の補給を目的に家畜用飼料に混合添加される。